

千葉県における化学物質の排出量・移動量について

—平成22年度PRTTRデータの集計結果—

平成24年12月18日
千葉県環境生活部大気保全課
電話 043-223-3855

化学物質の環境中への排出量や移動量*を把握、集計、公表する制度（PRTTR制度：Pollutant Release and Transfer Register）に基づき、事業者から国に報告された平成22年度のデータを基に、県内の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

平成22年度における県内事業所からの届出排出量は7,228トン（全国8位）、移動量は13,750トン（全国2位）でした。政令改正*によって届出対象物質が増えたことにより、前年度と比べ排出量、移動量ともに増加しています。

政令の改正前から継続して届出対象となっている物質の届出排出量は5,493トン（全国10位）で前年度に比べ減少し、PRTTR制度開始以来、減少傾向にあります。

1 平成22年度の集計結果の概要

(1) 届出事業所数

PRTTR制度に基づく化学物質の排出及び移動についての届出は、1,320事業所（全国8位）からありました。

(2) 届出排出量及び届出移動量

ア 届出排出量

県内の1,101事業所から、7,228トン（全国8位）の化学物質について排出したとの届出がありました。

業種別で見ると、化学工業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業の3業種で全体の60%を占めています。物質別ではトルエン、ノルマルヘキサン、キシレンの3物質で61%を占め、全体の95%が大気中へ排出されています。

※：PRTTR制度は、「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」（以下「化管法」という。）に基づき実施されています。

同制度は、平成20年11月に同法の政令が改正され、今回の届出分から対象化学物質が従前の354物質から462物質に見直されました。新たに追加された対象化学物質186物質（以下「新規対象物質」という。）、政令改正前から継続して届出対象となっている物質（以下「継続物質」という。）と、削除された物質（以下「削除物質」という。）があります。

なお、PRTTR制度により報告される排出量、移動量には、製品として出荷される量は含まれません。

	排出量等集計結果	備考
届出排出量	7,228 トン (全国 8 位)	全国 約 18 万トン
排 出 先	95%が大気へ排出	参考-1
届出排出量 上位 3 業種	① 化学工業 2,620 トン(36%)	参考-4
	② 金属製品製造業 986 トン(14%)	
	③ 輸送用機械器具製造業 702 トン(10%)	
届出排出量 上位 3 物質	① トルエン 1,774 トン(25%)	参考-5
	② ノルマル-ヘキサン 1,530 トン(21%)	
	③ キシレン 1,137 トン(16%)	

イ 届出移動量

県内の 451 事業所から 13,750 トン (全国 2 位) の化学物質について移動したとの届出がありました。

このほぼ全量が廃棄物処分のために移動したものです。

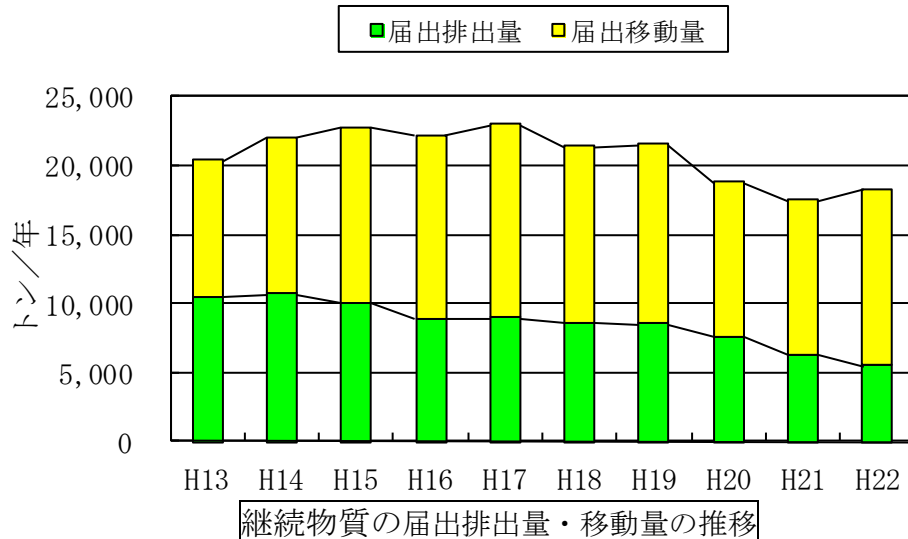
業種別では化学工業が全体の 70% を占め、物質別ではトルエンと酢酸ビニルの 2 物質で 38% を占めています。

	移動量等集計結果	備考
届出移動量	13,750 トン (全国 2 位)	全国約 20 万トン
移 動 先	ほぼ 100%が廃棄物処分のための移動	参考-1
届出移動量 上位 3 業種	①化学工業 9,574 トン (70%)	参考-4
	②鉄鋼業 1,343 トン (10%)	
	③金属製品製造業 737 トン(5%)	
届出移動量 上位 3 物質	①トルエン 3,785 トン(28%)	参考-5
	②酢酸ビニル 1,480 トン(11%)	
	③ジクロロメタン(塩化メチレン) 608 トン(4%)	

(3) 継続物質の届出排出量・移動量の推移

継続物質の届出移動量は 12,805 トン (全国 1 位) で前年度 (11,184 トン) に比べ 14% 増加したものの、平成 17 年度をピークに減少傾向にあり、平成 22 年度は平成 17 年度に比べ 9% 減少しています。

一方、環境への排出量である届出排出量は 5,493 トン (全国 10 位) で、前年度 (6,325 トン) に比べ 13% 減少しており、PRTTR 制度開始以来一貫して減少傾向にあります。平成 22 年度は最初の把握年度である平成 13 年度と比べ 48% 減少しました。



(4) 新規対象物質の届出排出量及び届出移動量

新規対象物質については1,736トン（全国1位）を排出、945トン（全国12位）を移動したとの届出がありました。

排出量の99%が大気中へ排出され、移動量のほぼ100%が廃棄物処分のために移動されました。

	排出量等集計結果	移動量等集計結果
届出排出量又は移動量	1,736トン（全国1位）	945トン（全国12位）
排出先又は移動先	99%が大気中へ排出	ほぼ100%が廃棄物処分のための移動
届出排出量又は移動量上位3物質	①ノルマル-ヘキサン 1,530トン（88%）	①ノルマル-ヘキサン 574トン（61%）
	②クメン 73トン（4%）	②ジシクロペンタジエン 111トン（12%）
	③1,2,4-トリメチルベンゼン 66トン（4%）	③塩化第二鉄 57トン（6%）

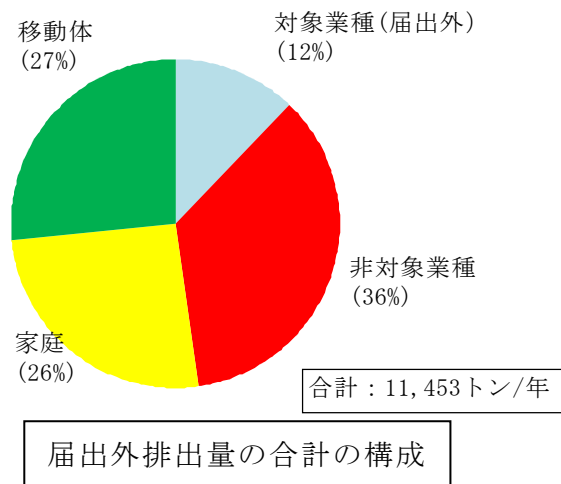
(5) 届出対象外排出量

P R T R制度において届出対象とはなっていない事業所、家庭及び自動車からも化学物質が排出されており、その量を国で推計しています。なお、届出対象外の移動量の推計は行われていません。

届出対象外排出量は、千葉県全体で11,453トンであり、そのうち非対象業種からの排出が最も多く4,083トン（全体の36%）、自動車等の移動体*1が3,039トン（27%）、家庭が2,937トン（26%）、対象業種（届出外）*2が1,393トン（12%）となっています。

*1 移動体：自動車、二輪車、特殊自動車、鉄道車両、船舶及び航空機

*2 対象業種（届出外）：届出対象業種に含まれるが、従業員、年間取扱量が規模（従業員：21人、年間取扱量：1トン）未満の事業所



2 化学物質の環境への排出量削減対策の取組み

今回公表するP R T Rデータは、化学物質の排出量及び移動量の集計値です。化学物質の環境への排出は、産業活動によるものが大半ですが、家庭や自動車等も無視できない排出源となっています。

県民の皆様には、身の回りの化学物質について関心を持ち、日常生活の点検を通して、化学物質の使用量を減らしたり、再利用を心がけたりする等の協力をお願いします。

○事業者による取組みの例

- ①有害な化学物質を含まない(少ない)物を選ぶ。
- ②保管・使用時の化学物質の排出をできるだけ抑えるよう管理を徹底する。
- ③化学物質使用施設に回収・燃焼装置等を設置し、環境中への排出を抑制する。

○県民による取組みの例

- ①必要なものを必要な分だけ使い、化学物質の使用や排出を減らす。
- ②捨てる時にはルールを守って適正に処理し、環境への排出を減らす。
- ③環境への負荷が少ない製品を選び、化学物質の環境リスクを減少させる。
- ④エコドライブを心がけ、排出される大気汚染物質や二酸化炭素を削減する。

3 より詳しく知りたい方へ

千葉県では、化学物質に関する情報を、以下のP R T Rデータ集計結果報告書等により、詳しく提供しています。これらについては、千葉県環境生活部大気保全課ホームページで御覧になれます。

(1) P R T Rデータ集計結果報告書

地域別・物質別の詳しい集計結果や過去のデータとの比較をまとめています。

(2) 千葉県P R T Rデータ県民ガイドブック

P R T Rデータの見方や活用方法について紹介しています。また、県民による排出量削減対策の取組み例についても紹介しています。

- 千葉県環境生活部大気保全課ホームページ
<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/index.html>
- P R T R データの集計結果（千葉県）
<http://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/kagakubusshitsu/prtr-shuukei/index.html>

また、全国及び都道府県別の集計結果並びに個別事業所の届出データは、環境省及び経済産業省のホームページに掲載されています。

- 環境省ホームページ
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html>
- 経済産業省ホームページ
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html

参考

1 主な排出先・移動先

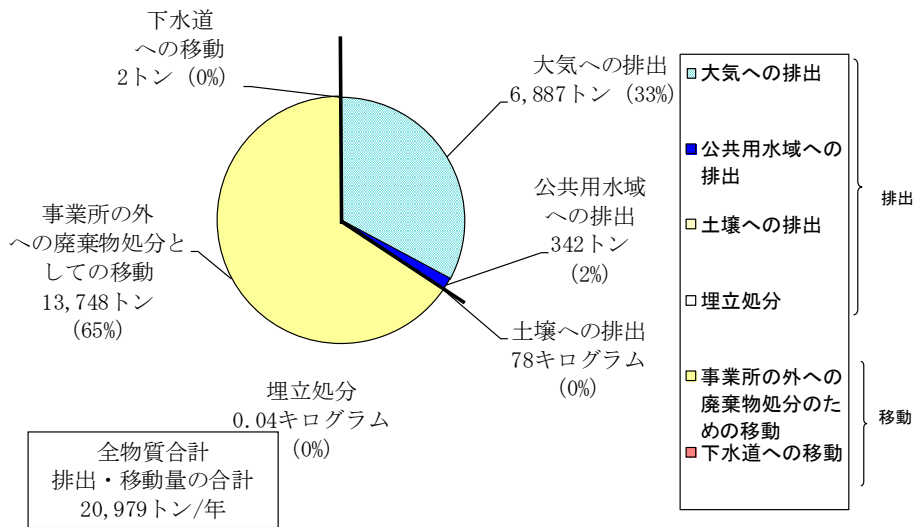


図1 届出排出量・移動量の構成比率

2 市町村別の届出状況

表1 届出排出量・移動量合計値の上位5市町村

市町村名	排出量 (トン)	移動量 (トン)	届出排出量・移動量の合計(トン)
市原市	3,180	6,530	9,711
千葉市	773	955	1,728
袖ヶ浦市	188	1,462	1,650
八千代市	315	730	1,045
香取郡東庄町	73	856	930
その他の市町村	2,698	3,217	5,915

3 全国における千葉県の位置付け

表2 全国における千葉県の位置付け (平成22年度)

順位	届出事業所数	届出排出量	届出移動量
1位	愛知県	愛知県	兵庫県
2位	北海道	広島県	千葉県
3位	大阪府	静岡県	愛知県
4位	兵庫県	埼玉県	大阪府
5位	埼玉県	兵庫県	茨城県
6位	神奈川県	茨城県	山口県
7位	静岡県	神奈川県	埼玉県
8位	千葉県	千葉県	神奈川県
9位	長野県	三重県	三重府
10位	東京都	岐阜県	滋賀県
平成21年度の順位	9位	7位	3位

4 業種別の届出排出量・移動量

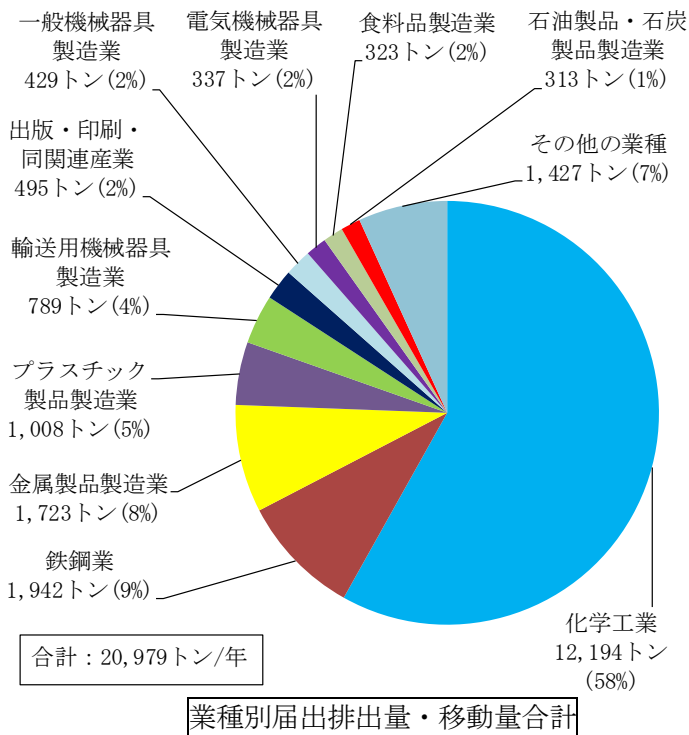
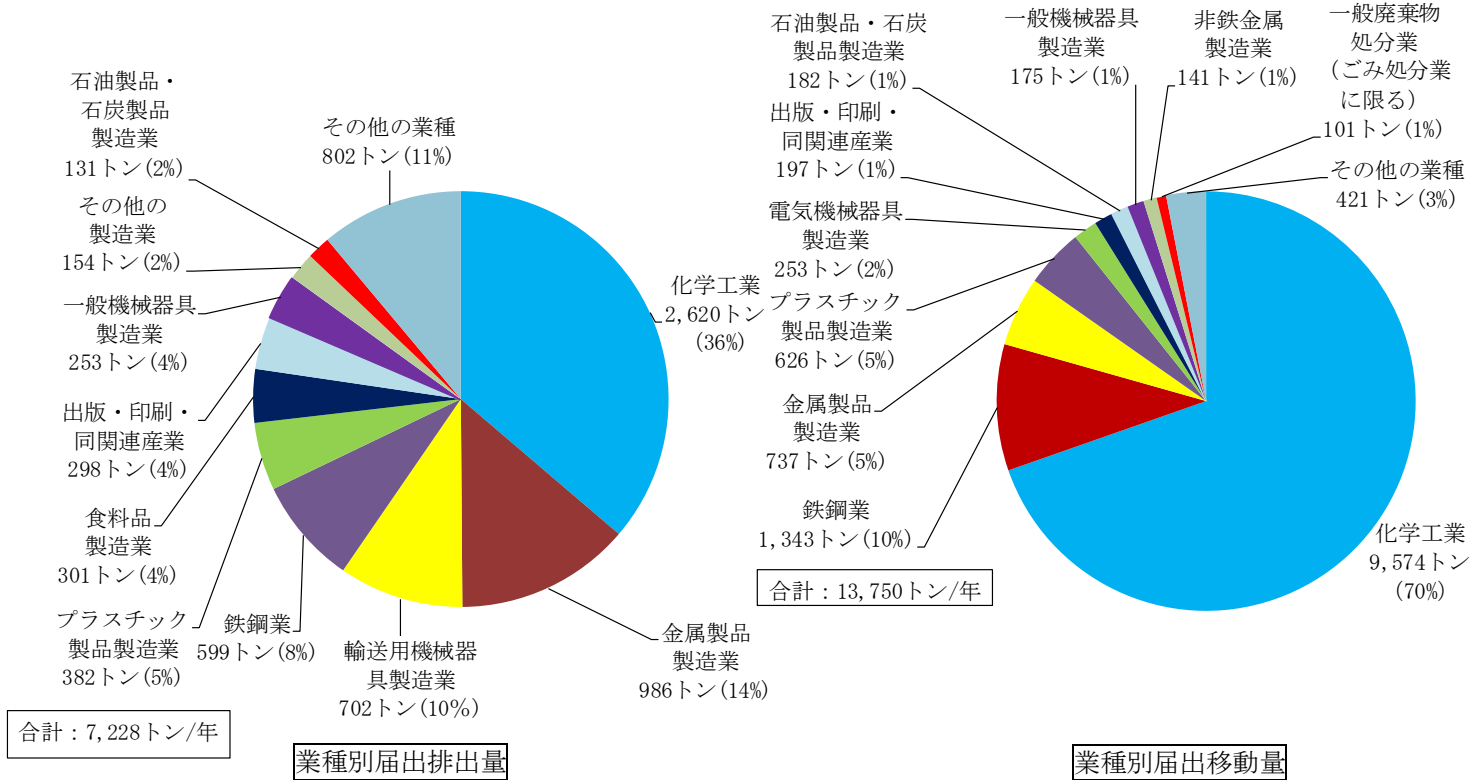
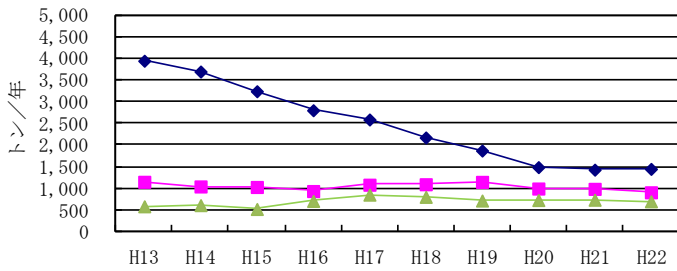


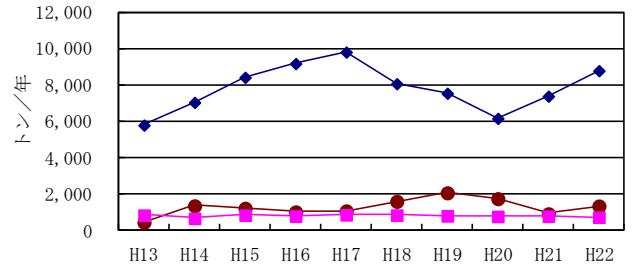
図2 業種別の届出排出量・移動量・合計

● 化学工業 ■ 金属製品製造業 ▲ 輸送用機械器具製造業



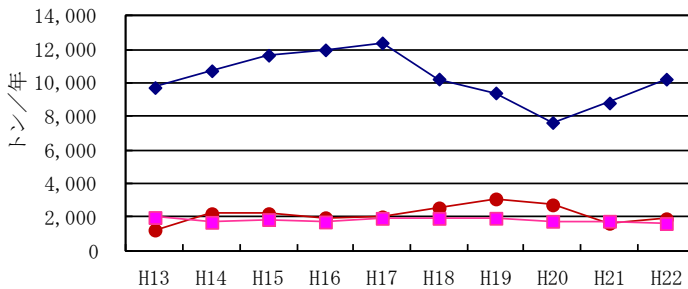
届出排出量上位3業種の継続物質の届出量の推移

● 化学工業 ● 鉄鋼業 ■ 金属製品製造業



届出移動量上位3業種の継続物質の届出量の推移

● 化学工業 ● 鉄鋼業 ■ 金属製品製造業



届出排出量・移動量上位3業種の継続物質の届出量の推移

図3 届出排出量・移動量・合計の上位3業種の継続物質の届出量の推移

5 届出排出量・移動量の多い物質

(1) 届出排出量・移動量の合計

届出排出量・移動量合計 (トン/年)

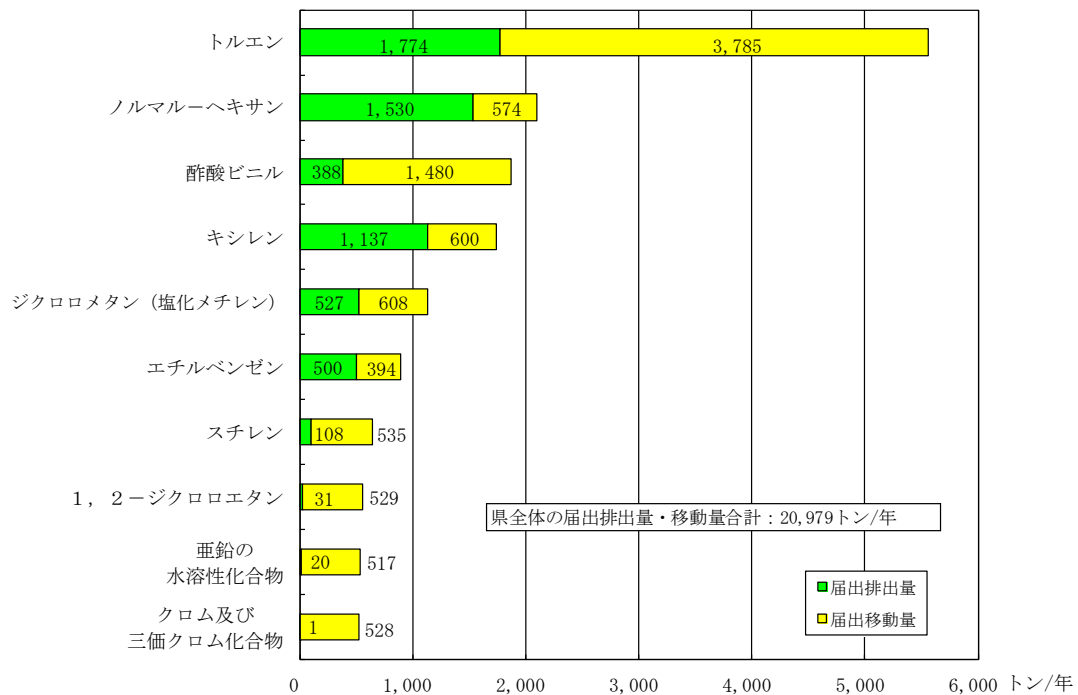


図4 届出排出量・移動量の合計上位10物質

(2)届出排出量

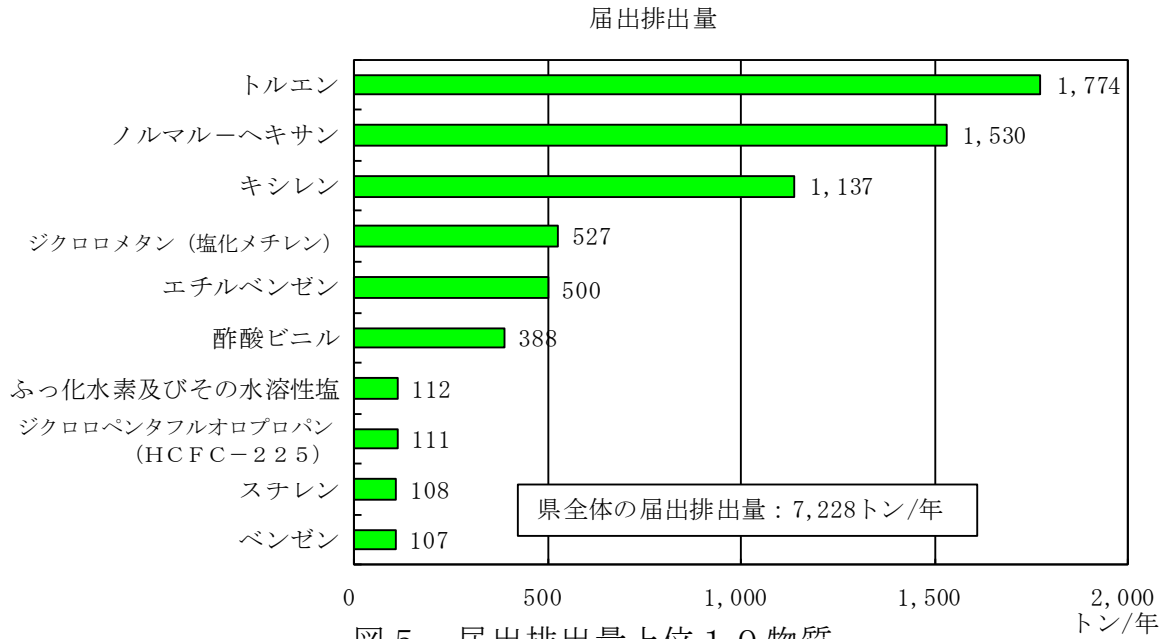


図5 届出排出量上位10物質

(3)届出移動量

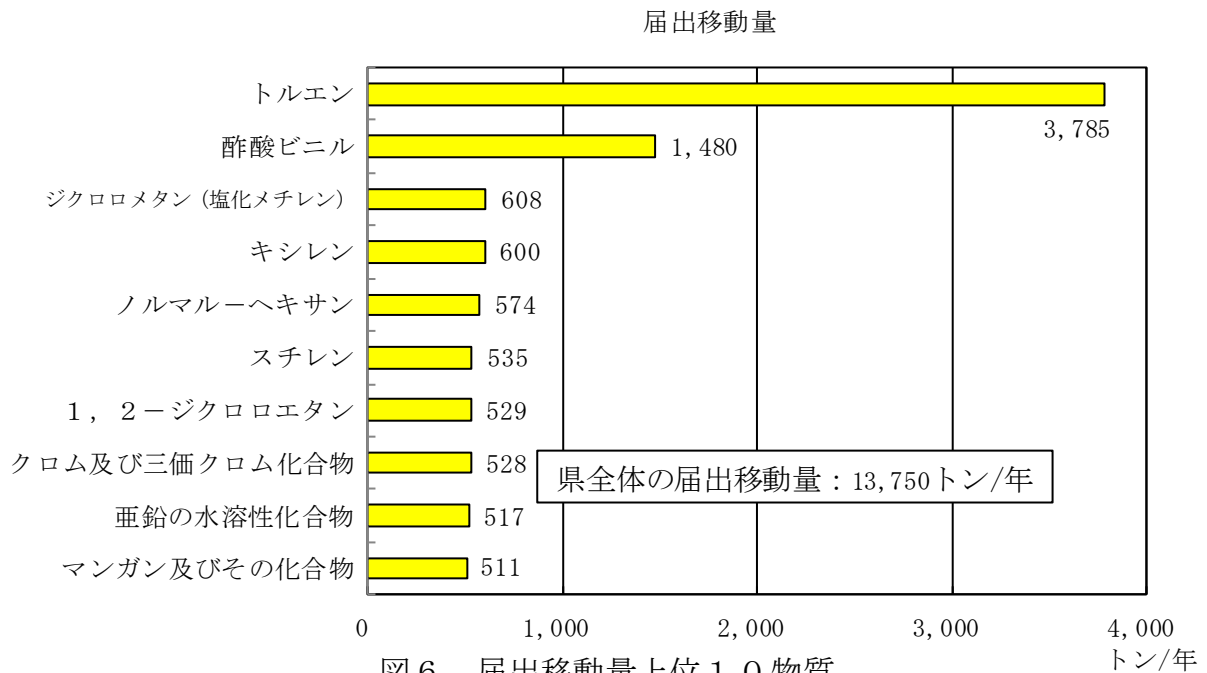


図6 届出移動量上位10物質

6 P R T R制度の概要

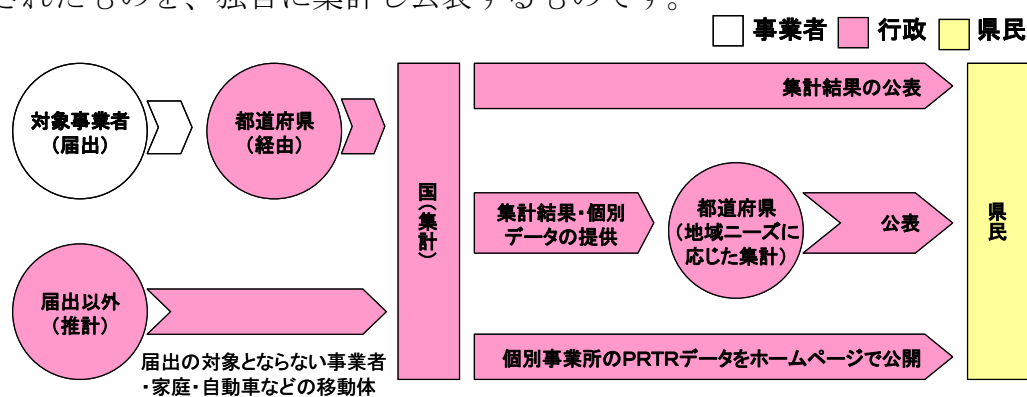
(1) P R T R制度とは

P R T R制度（“Pollutant Release and Transfer Register”）とは、化管法に基づき、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する目的で、環境中に排出等される化学物質について、排出量及び移動量を把握、集計、公表する制度です。

(2) P R T Rデータの公表について

P R T Rデータの公表は、事業者による化学物質の管理の自主的な改善や、県民による化学物質の排出を減らす取組の促進、県民・事業者・行政の化学物質に関する対話の共通基盤とすることを目的としています。

今回公表する平成22年度の化学物質の排出量・移動量は、事業者が自ら把握し、平成23年4月から6月にかけて国へ届出した排出量及び移動量と、国が推計した届出外排出量とを経済産業省及び環境省が取りまとめ、県に提供されたものを、独自に集計し公表するものです。



参考図 P R T Rデータの流れ

(3) P R T R用語説明

届出対象物質 …人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある462種類の化学物質

届出対象事業者…製造業など24業種に該当し、届出対象物質の年間取扱量が一定量以上の事業所等を有する、又は特別要件施設（廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など）を有する事業者（常時雇用従業員21人以上）

届出排出量 …排ガスや排水などに含まれて大気や公共用水域等へ排出される届出対象物質の量

届出移動量 …下水道への放流、または廃棄物の処理を行うため、事業所外へ運び出された届出対象物質の量

（排出量・移動量には、製品として出荷される量は含まれません。）

(4) P R T R制度改正について

政令の改正に伴い、平成22年度以降のP R T Rデータ（平成22年度実績）は、以下のとおり変更されました。

- 届出対象物質：改正前354物質 → 現行462物質
新規対象物質（186物質）、継続物質（276物質）、削除物質（73物質）
- 届出対象業種：改正前23業種 → 現行24業種（医療業追加）